

第 83 回国民スポーツ大会
館林市実行委員会

設立発起人会

第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会
湯けむり国スポ・全スポ
ぐんま2029 83rd JAPAN GAMES
28th National Sports Festival
for People with a Disability



**JAPAN
GAMES**

日 時：令和8年3月27日（金） 午前10時30分

会 場：市庁舎3階 政策審議室

設立発起人会次第

1 開 会

2 発起人紹介

3 説明事項

- (1) 第 83 回国民スポーツ大会の概要
- (2) 第 83 回国民スポーツ大会館林市開催競技及び開催施設
- (3) 第 83 回国民スポーツ大会の開催に向けた準備経過
- (4) 第 83 回国民スポーツ大会の開催に向けたスケジュール

4 発起人代表選出

5 協議事項

- (1) 第 83 回国民スポーツ大会趣意書（案）について
- (2) 第 83 回国民スポーツ大会実行委員会会則（案）について
- (3) 第 83 回国民スポーツ大会実行委員会委員名簿（案）について

6 その他

7 閉 会

第 83 回国民スポーツ大会
館林市実行委員会設立発起人会
発起人名簿

(順不同、敬称略)

所属・役職	氏名
館林市長	た だ よし ひろ 多 田 善 洋
館林市議会議長	しぶ や りつ こ 渋 谷 理津子
館林市スポーツ協会会長	あい かわ とし お 相 川 敏 雄
館林商工会議所会頭	しょう だ たかし 正 田 隆
館林市観光協会会長	しょう だ たかし 正 田 隆
館林市副市長	あい ざわ ひとし 相 澤 均
館林市教育委員会教育長	なか むら み え こ 中 村 美江子

第 83 回国民スポーツ大会の概要

1 沿革・歴史

戦後の混乱と物資不足の中で、「スポーツを通じて国民に勇気と希望を与えよう」という願いを込め、全国規模の体育大会の開催が提案された。昭和 21 年に戦災を逃れた京阪神地域において、第 1 回国民体育大会が開催された。

令和 11 年に開催予定の群馬県大会は、83 回目を迎え、群馬県での開催は、昭和 58 年（第 38 回あかぎ国体）以来、2 回目の開催である。

《国民スポーツ大会（国民体育大会）開催順》

第 1 回大会 京都府等 昭和 21 年	第 2 回大会 石川県 昭和 22 年	第 3 回大会 福岡県 昭和 23 年	第 4 回大会 東京都 昭和 24 年	第 5 回大会 愛知県 昭和 25 年	第 6 回大会 広島県 昭和 26 年
第 7 回大会 福島県等 昭和 27 年	第 8 回大会 徳島県 昭和 28 年	第 9 回大会 北海道 昭和 29 年	第 10 回大会 神奈川県 昭和 30 年	第 11 回大会 兵庫県 昭和 31 年	第 12 回大会 静岡県 昭和 32 年
第 13 回大会 富山県 昭和 33 年	第 14 回大会 東京都 昭和 34 年	第 15 回大会 熊本県 昭和 35 年	第 16 回大会 秋田県 昭和 36 年	第 17 回大会 岡山県 昭和 37 年	第 18 回大会 山口県 昭和 38 年
第 19 回大会 新潟県 昭和 39 年	第 20 回大会 岐阜県 昭和 40 年	第 21 回大会 大分県 昭和 41 年	第 22 回大会 埼玉県 昭和 42 年	第 23 回大会 福井県 昭和 43 年	第 24 回大会 長崎県 昭和 44 年
第 25 回大会 岩手県 昭和 45 年	第 26 回大会 和歌山県 昭和 46 年	第 27 回大会 鹿児島県 昭和 47 年	特別大会 沖縄県 昭和 48 年	第 28 回大会 千葉県 昭和 48 年	第 29 回大会 茨城県 昭和 49 年
第 30 回大会 三重県 昭和 50 年	第 31 回大会 佐賀県 昭和 51 年	第 32 回大会 青森県 昭和 52 年	第 33 回大会 長野県 昭和 53 年	第 34 回大会 宮崎県 昭和 54 年	第 35 回大会 栃木県 昭和 55 年
第 36 回大会 滋賀県 昭和 56 年	第 37 回大会 島根県 昭和 57 年	第 38 回大会 群馬県 昭和 58 年	第 39 回大会 奈良県 昭和 59 年	第 40 回大会 鳥取県 昭和 60 年	第 41 回大会 山梨県 昭和 61 年
第 42 回大会 沖縄県 昭和 62 年	第 43 回大会 京都府 昭和 63 年	第 44 回大会 北海道 平成元年	第 45 回大会 福岡県 平成 2 年	第 46 回大会 石川県 平成 3 年	第 47 回大会 山形県 平成 4 年
第 48 回大会 徳島県等 平成 5 年	第 49 回大会 愛知県 平成 6 年	第 50 回大会 福島県 平成 7 年	第 51 回大会 広島県 平成 8 年	第 52 回大会 大阪府 平成 9 年	第 53 回大会 神奈川県 平成 10 年
第 54 回大会 熊本県 平成 11 年	第 55 回大会 富山県 平成 12 年	第 56 回大会 宮城県 平成 13 年	第 57 回大会 高知県 平成 14 年	第 58 回大会 静岡県 平成 15 年	第 59 回大会 埼玉県 平成 16 年
第 60 回大会 岡山県 平成 17 年	第 61 回大会 兵庫県 平成 18 年	第 62 回大会 秋田県 平成 19 年	第 63 回大会 大分県 平成 20 年	第 64 回大会 新潟県 平成 21 年	第 65 回大会 千葉県 平成 22 年
第 66 回大会 山口県 平成 23 年	第 67 回大会 岐阜県 平成 24 年	第 68 回大会 東京都 平成 25 年	第 69 回大会 長崎県 平成 26 年	第 70 回大会 和歌山県 平成 27 年	第 71 回大会 岩手県 平成 28 年
第 72 回大会 愛媛県 平成 29 年	第 73 回大会 福井県 平成 30 年	第 74 回大会 茨城県 令和元年	第 75 回大会 鹿児島県 令和 2 年	第 76 回大会 三重県 令和 3 年	第 77 回大会 栃木県 令和 4 年
特別大会 鹿児島県 令和 5 年	第 78 回大会 佐賀県 令和 6 年	第 79 回大会 滋賀県 令和 7 年	第 80 回大会 青森県 令和 8 年	第 81 回大会 宮崎県 令和 9 年	第 82 回大会 長野県 令和 10 年
第 83 回大会 群馬県 令和 11 年	第 84 回大会 島根県 令和 12 年	第 85 回大会 奈良県 令和 13 年	第 86 回大会 山梨県 令和 14 年	第 87 回大会 沖縄県 令和 15 年	第 88 回大会 鳥取県 令和 16 年

2 目的

(1) 国民スポーツ大会

広く国民の間にスポーツを普及させ、人々の健康増進と体力の向上を図ることを目的としている。また、地方のスポーツ振興や文化の発展に寄与し、国民生活を明るく豊かにすることを目的とする。

(2) 全国障害者スポーツ大会

障害のある人々が競技を通じてスポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を深め、障害者の社会参加を推進することを目的としている。

3 開催年・大会名称・愛称等

- (1) 開催年 令和 11 年 (2029 年)
- (2) 大会名称 第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会
- (3) 愛称 湯けむり国スポ・全スポ
- (4) スローガン 未定
- (5) マスコット ぐんまちゃん

4 主催

(1) 国民スポーツ大会

主催 公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省、開催地都道府県、日本スポーツ協会加盟競技団体、開催地市町村等

(2) 全国障害者スポーツ大会

主催 公益財団法人日本パラスポーツ協会、文部科学省、開催地都道府県・指定都市、開催地市町村等

5 大会の開催時期等

(1) 国民スポーツ大会

①開催時期 9 月中旬～10 月中旬

②開催期間 11 日間以内

※開催 3 年前 (令和 8 年度) の 12 月 31 日までに公益財団法人日本スポーツ協会が中央競技団体及び開催県と協議して決定する。

(2) 全国障害者スポーツ大会

①開催時期 国民スポーツ大会本大会直後を原則とする

②開催期間 3 日間

6 第 83 回国民スポーツ大会における実施予定競技

(1) 正式競技：37 競技（毎年実施 36 競技、隔年実施 1 競技）

陸上競技	水泳	サッカー	テニス
ローイング	ホッケー	ボクシング	バレーボール
体操	バスケットボール	レスリング	セーリング
ウエイトリフティング	ハンドボール	自転車	ソフトテニス
卓球	軟式野球	相撲	フェンシング
柔道	ソフトボール	バドミントン	弓道
ライフル射撃	剣道	ラグビーフットボール	スポーツクライミング
カーヌー	アーチェリー	空手道	銃剣道
クレール射撃	ボウリング	ゴルフ	トライアスロン
馬術			

※第 82 回大会（令和 10 年）～第 85 回大会（令和 13 年）では、「なぎなた」と「馬術」が隔年で開催される。

(2) 特別競技：1 競技

高等学校野球（硬式及び軟式）	
----------------	--

(3) 公開競技：8 競技

綱引	ゲートボール	武術太極拳
パワーリフティング	バウンドテニス	エアロビック
スポーツチャンバラ	ダンススポーツ	

(4) デモンストレーションスポーツ：40 競技

地方スポーツの推進、国民の健康増進・体力の向上等をはじめ、国民のスポーツの推進を図るため、県内に居住している者を対象として実施することができる。

ユニカール	フォークダンス
なぎなた	ラージボール卓球
TOP OF ROC	ビリヤード
スマートフェンシング	たてばやしウォーク 2029
ウォーキングフットボール	小学生ハンドボール
スマイルボウリング	ジョイフル・スローピッチソフトボール
みかほ登山大会	魅力いっぱい下仁田ウォークでリフレッシュ
スポーツ吹き矢	フットゴルフ
孺恋村キャベツゲートボール大会	高山村軽スポーツラリー
ふれあいグラウンドゴルフ大会	9人制バレーボール
7人制サッカー	ヘルスバレーボール
ドッジボール	スポーツ鬼ごっこ
群馬県ガールズU-12サッカー大会	ボッチャ
にこにこグラウンドゴルフ大会	スカイランニング
片品村ウォークラリー大会	3×3
大泉歴史ウォーキング	少林寺拳法
ノルディックウォーク	マレットゴルフ
少年サッカー	草津温泉ノルディックウォーキング
カヌー教室	さくらウォーク
レガッタ	モルック

(5) 第28回全国障害者スポーツ大会における実施予定競技

陸上競技	水泳	アーチェリー	卓球
フライングディスク	ボッチャ	ボウリング	バスケットボール
車いすバスケットボール	ソフトボール	グランドソフトボール	フットソフトボール
バレーボール	サッカー		

第 83 回国民スポーツ大会 館林市開催競技及び開催施設

1 国民スポーツ大会

(1) 正式競技：3 競技

競技・種目名	種別	開催予定施設
レスリング	成年男子 少年男子 女子	ダノン城沼アリーナ (城沼総合体育館)
ローイング	全種別	城沼
軟式野球	成年男子	城沼野球場 (ダノンスポーツパーク内)

(2) デモンストレーションスポーツ：1 競技

競技・種目名	種別	開催予定施設
ウォーキング	全種別	城沼周辺 (ダノンスポーツパーク内・つつじが岡公園、城沼)

第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会
湯けむり国スポ全スポ
ぐんま2029 83rd JAPAN GAMES
 28th National Sports Festival
 for People with a Disability

国スポ競技会場市町村・実施競技

正式 正式競技 特別 特別競技 公開 公開競技 デモ デモンストレーションスポーツ

市町村	正式	特別	公開	デモ
榛東村	ライフル射撃 [CFP以外]			スマイルボウリング
高山村				高山村軽スポーツラリー
中之条町				フットゴルフ
東吾妻町	カヌー [SL・WW]			カヌー教室
嬬恋村				嬬恋村キャベツゲートボール大会
草津町				草津町ノルディックウォーキング
長野原町	カヌー [スプリント]			スカイランニング (ステアクライミング)
下仁田町				魅力いっぱい下仁田ウォークでリフレッシュ
富岡市	ハンドボール			小学生ハンドボール
藤岡市	サッカー (成男・少女)			ウェイトリフティング
				ウォーキングフットボール
				群馬県ガールズU-12 サッカー大会
安中市	ボクシング			アーチェリー
				少年サッカー
上野村				ノルディックウォーク
南牧村				ここここグラウンドゴルフ大会
藤沢市 (神奈川県)	セーリング			
みなかみ町	ホッケー			3×3
昭和村				9人制バレーボール (屋外)
渋川市	ソフトボール (成男)			ゴルフ (成男)
				軟式野球 (成男)
				公開 パワーリフティング
				デモ マレットゴルフ
川場村				ふれあいグラウンドゴルフ大会
片品村				片品村ウォークラリー大会
吉岡町	銃剣道			ジョイフル・スローピッチソフトボール
沼田市	フェンシング			スマートフェンシング
みどり市	バスケットボール (成女)			相撲
				デモ ボッチャ
太田市	ラグビーフットボール (少男)			バスケットボール (少男・少女)
				ボウリング (少男・少女)
				軟式野球 (成男)
				公開 ゲートボール
				公開 エアロビック
				デモ 少林寺拳法
館林市	ローイング			レスリング
				軟式野球 (成男)
				デモ ウォーキング
伊勢崎市	ソフトボール (少女)			バレーボール (少男・少女)
				軟式野球 (成男)
				正式 卓球
				公開 綱引
				デモ ビリヤード
				デモ TOP OF ROC (フレイキン)
大泉町				特別 高校野球 [軟式]
				デモ 大泉歴史ウォーキング
千代田町	バスケットボール (成男)			レガッタ
明和町				ヘルスバレーボール
板倉町				さくらウォーク
桐生市	ラグビーフットボール (成男・女子)			バドミントン
				特別 高校野球 [硬式]
				デモ ラージボール卓球
				デモ スポーツ鬼ごっこ
甘楽町	ハンドボール (成女)			スポーツ吹き矢
神流町				みかほ登山大会
玉村町				7人制サッカー
邑楽町				モルック
高崎市	テニス			水泳 [OWS]
				体操 [体操競技・新体操]
				正式 軟式野球 (成男)
				正式 ボウリング (成男・成女)
				正式 ゴルフ (少男・少女)
				正式 空手道
				正式 ソフトボール (成女)
				正式 水泳 [OWS]
				正式 トライアスロン
				公開 バウンドテニス
				公開 ダンススポーツ
				公開 武術太極拳
				デモ ドッジボール
				デモ なぎなた
前橋市	陸上競技			正式 サッカー (成男・少男・少女)
				正式 ライフル射撃 [CFP] (成男)
				正式 ソフトボール (少男)
				正式 ソフトテニス
				正式 剣道
				正式 馬術中隔年競技
				正式 スポーツクライミング [リード・ボルダー]
				正式 バレーボール [6人制] (成男・成女)
				正式 バレーボール [ビーチ] (少男・少女)
				公開 スポーツチャンバラ
				デモ ユニカール
				デモ フォークダンス

第 83 回国民スポーツ大会 開催に向けた準備経過

年	月日	内容
平成 28 年 (2016 年)	6 月 29 日	(公財) 群馬県スポーツ協会が第 83 回 (令和 11 年) 国民体育大会招致要望書を知事、県議会議長及び県教育庁に提出
	8 月	県が全市町村を訪問し、本県における 2 巡目国体の開催について説明、協力を依頼
	1 月 23 日	市長会、町村会をはじめ、県内外の多様な分野の方々による「群馬県国体検討懇話会」が、本県で国体を開催する意義や方向性等をまとめた報告書を知事に提出
	2 月 20 日	群馬県議会の平成 29 年第 1 回定例会において、知事が第 83 回国民体育大会及び第 28 回全国障害者スポーツ大会を本県で開催する意向を表明
	3 月 9 日	群馬県議会の平成 29 年第 1 回定例会において、「第 83 回国民体育大会の招致に関する決議」を全会一致で可決
	3 月 21 日	平成 29 年 3 月教育委員会会議定例会において、県教育委員会が第 83 回 (平成 40 年) 国民体育大会の招致を決定
平成 29 年 (2017 年)	5 月 24 日	知事、県教育長、(公財) 県スポーツ協会会長が、文部科学省 (スポーツ庁) 及び公益財団法人日本体育協会に開催要望書を提出
	7 月 18 日	(公財) 日本体育協会が群馬県を第 83 回国民体育大会の開催申請書提出県として了解 (内々定) ※第 28 回全国障害者スポーツ大会も同様の取扱いとなる。
	3 月 20 日	群馬県準備委員会「設立総会・第 1 回総会」開催 群馬県準備委員会「第 1 回常任委員会」開催
平成 30 年 (2018 年)	8 月 7 日	群馬県準備委員会「第 1 回総務企画専門委員会」開催 群馬県準備委員会「第 1 回施設整備専門委員会」開催
	8 月 9 日	平成 30 年度市町村連絡会議及び平成 30 年度競技団体連絡会議を開催 群馬県準備委員会「第 1 回競技団体連絡会議」開催
	8 月～10 月	市町村競技会開催意向調査及び競技団体競技会意向調査を実施
	10 月 ～12 月	第 83 回国民体育大会会場地市町村選定に係るヒアリングを実施
	3 月 19 日	群馬県準備委員会「第 2 回施設整備専門委員会」開催
	3 月 25 日	群馬県準備委員会「第 2 回総務企画専門委員会」開催
令和元年 (2019 年)	3 月 4 日	群馬県準備委員会「第 3 回総務企画専門委員会」開催 群馬県準備委員会「第 3 回施設整備専門委員会」開催
	3 月 19 日	群馬県準備委員会「第 2 回総会」開催 (書面表決)
	4 月 1 日	準備委員会の名称を「第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会群馬県準備室」に改称
令和 2 年 (2020 年)	10 月 8 日	鹿児島国体の開催延期により、群馬県での開催時期の変更 (令和 10 年から令和 11 年)
	10 月 21 日	群馬県準備委員会「第 4 回総務企画専門委員会」開催

	11月4日	群馬県準備委員会「第2回常任委員会」開催
	11月11日	群馬県準備委員会「第2回市町村連絡会議」開催 群馬県準備委員会「第2回競技団体連絡会議」開催
	12月22日	群馬県準備委員会「第3回総会」開催（書面表決）
令和3年 (2021年)	1月18日	群馬県準備委員会「第5回総務企画専門委員会」開催 群馬県準備委員会「第1回広報・県民運動専門委員会」開催
	2月4日	群馬県準備委員会「第3回常任委員会」開催（書面表決） 「正式競技」会場地市町村【第2次選定】・・・1競技 ・ボート（全種別）
	2月9日	令和3年度市町村連絡会議 及び 令和3年度競技団体連絡会議を開催
	3月9日	群馬県準備委員会「第4回総会」開催（書面表決）
	6月21日	スポーツ庁へ要望書を提出
	8月3日	群馬県準備委員会「第5回総会」開催（書面表決）
令和4年 (2022年)	8月31日	群馬県準備委員会「第6回総務企画専門委員会」開催（書面表決） 群馬県準備委員会「第4回施設・競技専門委員会」
	10月13日	群馬県準備委員会「第4回常任委員会」開催（書面表決） 「正式競技」会場地市町村【第3次選定】・・・1競技 ・レスリング（成年男子、少年男子、女子）
	10月14日	群馬県準備委員会「第4回市町村連絡会議」開催（書面表決） 群馬県準備委員会「第4回令和4年度競技団体連絡会議」開催（書面表決）
	10月25日	群馬県準備委員会「第2回広報・県民運動専門委員会」開催（書面表決）
	11月1日 ～12月4日	第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会の愛称募集
	12月21日	「市町村・競技団体説明会」開催
	1月1日	「公益社団法人日本ボート協会」から「公益社団法人日本ローイング協会」へ 改称 改称に伴い、競技名を「ボート競技」から「ローイング競技」へ
	1月23日	群馬県準備委員会「第3回広報・県民運動専門委員会」開催（書面表決）
	3月6日	群馬県準備委員会「第5回施設・競技専門委員会」開催
		群馬県準備委員会「第7回総務企画専門委員会」開催
		群馬県準備委員会「第4回広報・県民運動専門委員会」開催
	3月22日	群馬県準備委員会「第5回常任委員会」開催 愛称「湯けむり国スポ・全スポぐんま」発表
	3月23日	群馬県準備委員会「第5回市町村連絡会議」開催（書面表決）
		群馬県準備委員会「第5回競技団体連絡会議」開催（書面表決）
令和5年 (2023年)	7月19日	群馬県準備委員会「第6回総会」開催（書面表決） 機関・団体名等の変更報告「群馬県ボート協会」から「群馬県ローイング協会」
	8月30日	群馬県準備委員会「第6回市町村連絡会議」開催

	9月29日	群馬県準備委員会「第6回施設・競技専門委員会」開催（書面表決）
	11月28日	中央競技団体による正規視察 ローイング競技・・・城沼
	12月20日	中央競技団体による正規視察 軟式野球競技・・・城沼野球場
	1月12日	群馬県準備委員会「第5回広報・県民運動専門委員会」開催（書面表決）
	1月19日	群馬県準備委員会「第8回総務企画専門委員会」開催（書面表決）
	1月31日	群馬県準備委員会「第6回常任委員会」開催（書面表決） 「正式競技」会場地市町村【第5次選定】・・・1競技 ・軟式野球（軟式野球）
	2月14日	群馬県準備委員会「第1回宿泊専門委員会」開催 中央競技団体による正規視察 レスリング・・・ダノン城沼アリーナ（城沼総合体育館）
	2月15日	群馬県準備委員会「第1回輸送・交通専門委員会」開催
	3月7日	群馬県準備委員会「第9回総務企画専門委員会」開催 群馬県準備委員会「第6回広報・県民運動専門委員会」開催 群馬県準備委員会「第7回施設・競技専門委員会」開催
	3月11日	群馬県準備委員会「第7回市町村連絡会議」開催 群馬県準備委員会「第6回競技団体連絡会議」開催
	3月13日	群馬県準備委員会「第9回総務企画専門委員会」開催
	3月22日	群馬県準備委員会「第7回常任委員会」開催 「デモンストレーションスポーツ」会場地市町村【1次選定】・・・1競技 ・ウォーキング
	3月27日	群馬県準備委員会「第7回施設・競技専門委員会」開催
令和6年 (2024年)	7月17日	（公財）日本スポーツ協会第3回理事会において、「第83回国民スポーツ大会」の群馬県開催が内定（国民スポーツ大会内定に伴い、第28回全国障害者スポーツ大会の群馬開催が併せて内定）
	7月25日	群馬県準備委員会「第1回湯けむり国スポ・全スポぐんま推進連絡会議」開催
	8月2日	群馬県準備委員会「第7回総会」開催（書面表決）
	8月20日	日本スポーツ協会令和6年度第2回国民スポーツ大会委員会にて 愛称「湯けむり国スポ・全スポぐんま」が承認
	8月21日	群馬県準備委員会「第8回施設・競技専門委員会」開催（書面表決）
	8月22日	群馬県準備委員会「第10回総務企画専門委員会」開催（書面表決） 群馬県準備委員会「第7回広報・県民運動専門委員会」開催（書面表決）
	8月30日	群馬県準備委員会「第8回常任委員会」開催（書面表決） 大会のマスコットキャラクターを「ぐんまちゃん」に決定
	9月3日	群馬県準備委員会「第10回総務企画専門委員会」開催 群馬県準備委員会「第8回施設・競技専門委員会」開催（書面表決）
	9月9日	群馬県準備委員会「第9回市町村連絡会議」開催 群馬県準備委員会「第8回競技団体連絡会議」開催

	9月11日	群馬県準備委員会「第2回湯けむり国スポ・全スポぐんま推進連絡会議」開催
	12月2日	群馬県準備委員会「第10回市町村市長素連絡会議」開催
		群馬県準備委員会「第9回競技団体連絡会議」開催
	12月12日	日本スポーツ協会令和6年度第3回国民スポーツ大会委員会にて マスコットキャラクター「ぐんまちゃん」を報告
	2月6日	群馬県準備委員会「第1回医事・衛生専門委員会」開催
		群馬県準備委員会「第1回警備・消防専門委員会」開催
	2月10日	群馬県準備委員会「第11回総務企画専門委員会」開催
		群馬県準備委員会「第9回施設・競技専門委員会」開催
		群馬県準備委員会「第2回宿泊専門委員会」開催（書面表決）
		群馬県準備委員会「第2回輸送・交通専門委員会」開催（書面表決）
		群馬県準備委員会「第1回式典専門委員会」開催
	2月14日	群馬県準備委員会「第8回広報・県民運動専門委員会」開催（書面表決）
	3月3日	群馬県準備委員会「第9回常任委員会」開催（書面表決）
		群馬県準備委員会「第11回市町村連絡会議」開催
		群馬県準備委員会「第10回競技団体連絡会議」開催
	3月4日	群馬県準備委員会「第9回施設・競技専門委員会」開催
	3月7日	群馬県準備委員会「第11回総務企画専門委員会」開催
令和7年 (2025年)	6月26日	群馬県準備委員会「第3回宿泊専門委員会」開催
	7月18日	群馬県準備委員会「第12回総務企画専門委員会」開催（書面表決）
	7月19日 ～7月20日	視察（神奈川県） 「第79回国民スポーツ大会関東ブロック大会ローイング競技」 19日（土）～20日（日）ローイング競技 会場：神奈川県立相模湖漕艇場
	8月27日	群馬県準備委員会「第10回常任委員会」開催（書面表決）
	9月8日	群馬県準備委員会「第10回施設・競技専門委員会」開催（書面表決）
	9月25日	群馬県準備委員会「第2回医事・衛生専門委員会」開催（書面表決）
	9月28日 ～9月30日	先催県視察（滋賀県） 「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ2025（第79回国民スポーツ大会）」 28日（日）～30日（火）レスリング競技 会場：栗東市「栗東市民体育館」
	10月1日	群馬県準備委員会「第12回市町村連絡会議」開催

10月3日 ～10月5日	先催県視察（滋賀県） 「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 2025（第79回国民スポーツ大会）」 ・3日（金）～5日（日）ローイング競技 会場：大津市「関西みらいローイングセンター（滋賀県立琵琶湖漕艇場）」 ・5日（日）軟式野球競技 会場：草津市「草津グリーンスタジアム」 守山市「守山市民球場」 甲賀市「甲賀市民スタジアム」 日野市「日野町大谷公園野球場」
10月8日	群馬県準備委員会「第8回総会」開催（書面表決）
11月14日	群馬県準備委員会「第11回常任委員会」開催（書面表決）
12月1日	群馬県準備委員会「第13回市町村連絡会議」開催
	群馬県準備委員会「第11回競技団体連絡会議」開催

※ の部分は本市関係分

※ 「第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会群馬県準備委員会」を「群馬県準備委員会」と標記

第 83 回国民スポーツ大会 開催に向けたスケジュール

年度		主要日程	館林市実行委員会
9 年前	令和 2 年度 (2020 年)	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;">会場地選定</div>	
8 年前	令和 3 年度 (2021 年)		
7 年前	令和 4 年度 (2022 年)		
6 年前	令和 5 年度 (2023 年)	議会開催決議 (県)	
		中央競技団体視察	
5 年前	令和 6 年度 (2024 年)	開催申請書提出 (県)	
		開催内定	
4 年前	令和 7 年度 (2025 年)		設立発起人会
3 年前	令和 8 年度 (2026 年)	会場地総合視察 (日本スポーツ協会・文科省)	実行委員会設立
		「開催 (会期)」決定	○総会 ○常任委員会 ○各種専門委員会
2 年前	令和 9 年度 (2027 年)		○総会 ○常任委員会 ○各種専門委員会
1 年前	令和 10 年度 (2028 年)		○総会 ○常任委員会 ○各種専門委員会
開催年	令和 11 年度 (2029 年)	第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会 「リハーサル大会」開催	
		第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会 「本大会」開催	○総会 ○常任委員会 ○各種専門委員会
			実行委員会解散

第 83 回国民スポーツ大会 館林市実行委員会設立趣意書（案）

国民スポーツ大会は、昭和 21 年の第 1 回大会以来、毎年開催される国内最大の総合スポーツ大会として、広く国民の間にスポーツを普及し、国民の体力向上を図るとともに、地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するなど、国民生活を明るく豊かにすることを目的として実施されてきました。

群馬県においては、昭和 58 年に第 38 回国民体育大会（あかぎ国体）及び第 19 回全国身体障害者スポーツ大会（愛のあかぎ大会）が開催され、各地においてスポーツの振興や障がい者スポーツの普及へと繋がりました。

令和 11 年に 46 年ぶりに我が国最大のスポーツの祭典である、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会が群馬県で開催されることとなり、館林市においては正式競技 3 競技、デモンストレーションスポーツ 1 競技を実施いたします。両大会を開催することで、市民のスポーツに対する興味や関心を高める、次世代を担う子どもたちに夢や希望を与える、スポーツを通じた健康増進や世代間・地域間交流が促進されるなど、魅力あふれる地域社会の実現へ大きく寄与することが期待できます。

また、「つつじのまち」として親しまれる美しい景観、日本遺産に認定された「里沼（SATO-NUMA）」が織りなす歴史文化など、館林市ならではの魅力を全国に発信する絶好の機会となり、観光や経済活動への波及効果も期待できるといった大変意義深いものであると考えます。

このような意義ある大会を成功に導くためにも、市民、関係機関、関係団体並びに行政機関が一体となり、「オール館林」で開催準備を進める必要があることから、「第 83 回国民スポーツ大会館林市実行委員会」を設立するものであります。

令和 年 月 日

第 83 回国民スポーツ大会 館林市実行委員会設立発起人

館林市長	多 田 善 洋
館林市議会議長	渋 谷 理津子
館林市スポーツ協会会長	相 川 敏 雄
館林商工会議所会頭	正 田 隆
館林市観光協会会長	正 田 隆
館林市副市長	相 澤 均
館林市教育委員会教育長	中 村 美江子

第 83 回国民スポーツ大会 館林市実行委員会会則（案）

第 1 章 総則

（名称）

第 1 条 本会は、第 83 回国民スポーツ大会館林市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

（目的）

第 2 条 実行委員会は、第 83 回国民スポーツ大会において、館林市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に必要な準備を行うことを目的とする。

（所掌事項）

第 3 条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連携調整に関すること。
- (6) 市民のスポーツ意識の高揚に関すること。
- (7) その他実行委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

第 2 章 組織

（組織）

第 4 条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 館林市を代表する者
- (2) 館林市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

（役員）

第 5 条 実行委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 10 名以内
- (3) 常任委員 40 名以内
- (4) 監事 3 名以内

（役員を選任）

第 6 条 会長は、館林市長をもって充てる。

2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

3 監事は、総会の承認を得て、会長が委嘱する。

（役員職務）

第 7 条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順位により、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第 12 条第 7 項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属の団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は、辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会に、次に掲げる会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。

4 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催に係る基本方針等に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) 常任委員会に委任する事項に関すること。

(6) その他重要な事項に関すること。

5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開催し、議決することができない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。

6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。

8 会長は、必要があると認めるときは、委員へ事前に送付した議案に対して、書面を

もって表決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長のうちから会長が指名する。
- 4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 6 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 7 常任委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関する事。
 - (2) 専門委員会の設置及び専門委員会への付託及び委任事項に関する事。
 - (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関する事。
 - (4) その他委員長が必要と認める事項に関する事。
- 8 前条第5項、第6項及び第8項の規定は、常任委員会について準用する。
- 9 常任委員会は、第7項の規定により審議し、決定した事項及び次条第3項の規定により専門委員から報告があった事項を、必要に応じて次の総会に報告するものとする。

(専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から委任又は付託された事項について調査及び審議し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。
- 3 専門委員会は、常任委員会から委任された事項について審議及び決定し、その結果を必要に応じて常任委員会に報告する。
- 4 前3項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。
- 5 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

(書面決議)

第14条 書面による議決は、次に掲げる方法により実施する。

- 2 会長は、返信期限を定めて、議案書、書面表決書及びその他資料等を委員に送付する。
- 3 委員は、議案について賛否を記載した書面表決書を会長に提出することによって、議案に関する議決権を行使する。
- 4 委員は、議決権を行使するに当たり、議案の内容について質疑等を行うことができる。
- 5 会長は、委員から質疑等があった場合、書面表決書の返信期限の前に、全て委員に対して質疑等及び回答内容を報告しなければならない。
- 6 書面議決による委員会は、期限内に委員の過半数から書面表決書の返信があった場合、有効に成立したものと認める。
- 7 書面表決書は、委員の署名又は記名がないものは無効とする。
- 8 議案は、書面による表決に参加した委員の過半数をもって決し、可否同数のときには、会長の決するところによる。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第15条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で簡易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等に報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第16条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第17条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第18条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第19条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第20条 実行委員会は、その目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散した場合において、その残余財産は、館林市に帰属するものとする。

第8章 補則

(委任)

第21条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、令和 年 月 日から施行する。

(経過措置)

2 この会の設立当初の会計年度は、第19条の規定にかかわらず、この会則の施行の日から令和9年3月31日までとする。

